

<報告事項>

1 静岡県屋外広告物条例の改正について

刑法の改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、次の条例について必要な改正を行いました。(関係課と一括改正)

※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和6年10月25日公布、令和7年6月1日施行

静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

2 静岡県屋外広告物条例施行規則の改正について

静岡県屋外広告物条例施行規則を改正し、記録媒体に関するアナログ規制（申請・交付方法や作成・保存方法として、フロッピーディスク等の特定の記録媒体を指定すること）をアナログによらない方法で対応できるようにします。（関係課と一括改正）

※磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しに伴う関係規則の一部を改正する規則（案）
令和7年3月公告、令和7年7月1日施行予定

静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和49年静岡県規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（帳簿の記載事項等）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）</u>に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>4 帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は<u>磁気ディスク等</u>を含む。次項において同じ。）は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（帳簿の記載事項等）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は<u>電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）</u>に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>4 帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は<u>電磁的記録媒体</u>を含む。次項において同じ。）は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。</p>

刑法等一部改正法等に係る条例の改正について

1 法律改正の概要

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）

(1) 刑法等一部改正法等の主な内容

- ・懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設した。
- ・刑法等一部改正法等の施行前にした行為の処罰及び人の資格に関する法令の規定の適用等について、所要の経過措置を設けた。

(2) 施行日

令和7年6月1日

2 条例の改正

刑法等一部改正法等の施行日（令和7年6月1日）までに、条例中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改めるとともに、所要の経過措置を設ける。

(別紙)

※ 刑の種類

ア 懲役（改正前刑法第 12 条第 2 項）

刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑

イ 禁錮（改正前刑法第 13 条第 2 項）

刑事施設に拘置する刑

ウ 拘禁刑（改正後刑法第 12 条）

刑事施設に拘置し、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる刑

※ 所要の経過措置

ア 罰則の適用等に関する経過措置（第 28 条）

条例の施行日（令和 7 年 6 月 1 日）前の行為の処罰については、改正前の条例等を適用する（拘禁刑ではなく懲役又は禁錮により処罰する）ことが必要であることから、改正前の条例等を適用するため、「なお従前の例による」との経過措置を設けた。

また、条例の施行日（令和 7 年 6 月 1 日）前に条例等が改廃された際に設けられた「なお従前の例による」との経過措置や改正前の条例等についての「なお効力を有する」、「改正前の条例の例による」又は「廃止前の条例の例による」との経過措置により適用することとされている当該改正前の条例等の規定は、それ自体の改正ができないことから、包括的な読替規定を設けた。

イ 人の資格に関する経過措置（第 29 条）

人の資格に関する規定について「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改正した場合、条例の施行後においては、拘禁刑に処せられた者だけでなく、懲役又は禁錮又処せられた者も、資格制限等の対象とすべきであることから、人の資格に関する条例等の規定の適用について経過措置を定めた。

ウ 個別の経過措置（第 30 条～第 33 条）

「禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者」など、人の資格に関する規定のうち、刑に「処せられた」こと以外の事由を資格を制限する根拠としているものなどについて、個別の経過措置を定めた。

全庁洗い出し調査結果報告及び 全庁的な見直し方針について

令和6年11月15日 行政経営課、デジタル戦略課



取組の対象となるアナログ規制

第一回本部会議資料再掲



SHIZUOKA PREFECTURE

規制項目	アナログ規制の内容（規制で求めていること）
目視	人が現地に赴き、 <ul style="list-style-type: none">● 施設や設備、状況等が一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）● 実態・動向等を目視によって明確化すること（調査）● 人・機関の行為が違反していないかどうか等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）
実地監査	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が、法令等で求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定すること
定期検査・点検	施設や設備、状況等が、法令等で求める一定の基準に適合しているかどうかを、 <ul style="list-style-type: none">● 一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）● 実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）
常駐・専任	<ul style="list-style-type: none">● （物理的に）常に事業所や現場に留まる（＝特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている。）こと● 職務の従事や事業所への所属等を、兼任せず、専らその任に当たること（1人1現場の紐付け等）
対面講習	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うこと
書面掲示	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示すること
往訪閲覧・縦覧	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させる際に、公的機関等に訪問すること
記録媒体	申請・交付方法や作成・保存方法として、フロッピーディスク等の特定の記録媒体を指定すること

STEP1 規制の撤廃

原則

令和8年度末までに例規が現状及び将来のデジタル技術活用を妨げない状態にする。

(条例・規則改正、要領改正、通知文の発出、運用ルールの変更等)

例外

県民の安心安全のためにアナログな対応が必要な場合、現在の規制を維持する。

(今後のデジタル技術の進展を注視)

STEP2 デジタル技術の活用

新たな技術の導入が必要

新たなデジタル技術の導入を検討し、導入可能なものは令和8年度末までの導入を目指す。

(AI、ドローン、高精度監視カメラ、本人認証システム等)

導入済技術で対応可能

令和8年度末までに

アナログ対応からデジタル対応に移行する。

(オンライン会議システム、電子申請システム等)

▶ この基本的な考え方に基づき、規制区分ごとに見直し方針を設定

「記録媒体規制」の見直し方針

全庁調査の結果

申請や文書の作成の方法等として「磁気ディスク等」といった表現を用いている。旧式の記録媒体の使用を義務づけているものはないが、オンライン手続きやクラウド利用が可能か不明確。

国の見直し

「磁気ディスク等」といった表現を用いていたが、特定の記録媒体の種類などを指定しない「電磁的記録媒体」という表現に変更した。

磁気ディスク等



オンライン手続きやクラウド利用可能か不明確

電磁的記録媒体



オンライン手続きやクラウド利用が可能

本県の対応

国の見直しに準じ、令和6年度中に特定の記録媒体の種類などを指定しない表現に改正し、規制を一掃する。(一括改正による対応を予定)

新
(令和5年12月28日 施行)

平成十六年国土交通省令第百二号

屋外広告物法施行規則

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第六条 法第二十条第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号及び次条第二項において同じ。）と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒

体を用いる。次条第二項及び第三項において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(帳簿の備付け等)

第七条 法第二十一条の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別
- 四 合格年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気記録媒体に記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3 登録試験機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気記録媒体を含む。）を、試験事務の全部

旧
(令和3年1月1日 施行)

平成十六年国土交通省令第百二号

屋外広告物法施行規則

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第六条 法第二十条第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号及び次条第二項において同じ。）と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次条第

二項及び第三項において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(帳簿の備付け等)

第七条 法第二十一条の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別
- 四 合格年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3 登録試験機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、試験事務の全部

を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録試験機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

- 一 試験の受験申込書及び添付書類
- 二 終了した試験の問題及び答案用紙

様式第一号（第一条関係）

様式第二号（第八条関係）

を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録試験機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

- 一 試験の受験申込書及び添付書類
- 二 終了した試験の問題及び答案用紙

様式第一号（第一条関係）

様式第二号（第八条関係）